

の確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第19条第1項の規定による農業者に係る計画の認定
- (2) 第20条第1項の規定による農業者に係る計画の変更の認定
- (3) 第20条第3項の規定による農業者に係る計画の認定の取消し
- (4) 第21条第1項の規定による農業者に係る計画の認定
- (5) 第22条第1項の規定による農業者に係る計画の変更の認定
- (6) 第22条第3項の規定による農業者に係る計画の認定の取消し
- (7) 第31条第1項の規定による協定の認可（農林事務所の所管区域を超える二以上の市町村にわたる場合は除く。
- (8) から(10)までに

（終業時間等）

- において同じ。）
- (8) 第34条第1項の規定による協定の変更の認可
 - (9) 第36条第1項の規定による協定の廃止の認可
 - (10) 第37条第1項の規定による協定の認可の取消し
 - (11) 第46条第1項の規定による農業者の認定計画の実施状況に係る報告の徴収

この訓令は、令和五年六月一日から施行する。

（行政経営課）

告示

福島県告示第三百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 福島県母子父子寡婦福祉資金償還金の未収金の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
- 三 徴収の事務を委託する期間
 - 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第三百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年五月二十六日から同年六月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしまやのめ店 福島県福島市南矢野目字向原一番一号ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

公 告

公告第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
東根堰土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 賢二 伊達市梁川町細谷字宮下三番地

監事 菅野 善充 同 市梁川町新田字小松林三〇番地

(農村計画課)

公告第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
高木用木土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 川名 忠一 本宮市高木字高木二番地

(農村計画課)

公告第一百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
安達土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 孝 二本松市下川崎字柳作五七番地二

(農村計画課)

公告第一百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
いわき市勿来地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 安瀬 一 いわき市富津町畔内四二番地の一

(農村計画課)

公告第102号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるシステム改修業務（流総）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年5月26日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 システム改修業務（流総） 一式
- (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去15年以内に、国、地方公共団体又は地方独立行政法人から河川情報システムの納入を直接受託し履行した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年6月12日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話024-521-7456

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年5月26日（金）から同年6月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、特記仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所に令和5年6月5日（月）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年7月5日（水）午前11時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年7月4日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required: System Repair of the
River and Rain Integrated Information System for Flood Control in Fukushima
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 5 July 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 4 July 2023
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Public Works Section,
Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho,
Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7456

(土木総務課)

公告第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更する事項

県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

県北都市計画区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市都市政策部都市計画課、伊達市建設部都市整備課、桑折町建設水道課及び国見町建設課

四 縦覧期間

令和五年五月二十六日から同年六月九日まで

五 意見書の提出

県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、福島市、伊達市、伊達郡桑折町及び伊達郡国見町の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更する事項

会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

会津都市計画区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課、会津若松市建設部都市計画課及び会津美里町建設水道課

四 縦覧期間

令和五年五月二十六日

令和五年五月二十六日から同年六月九日まで

五 意見書の提出

会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、会津若松市及び会津美里町の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更する事項

県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

県中都市計画区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課、郡山市都市構想部都市政策課、須賀川市建設部都市計画課及び鏡石町都市建設課

四 縦覧期間

令和五年五月二十六日から同年六月九日まで

五 意見書の提出

県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案について、郡山市、須賀川市及び岩瀬郡鏡石町の住民並びに利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更する事項

区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

福島市のうち

大笹生字中平地内、字兎橋、字北鬼測、字台田、字柳町、字南鬼測、字森向、字北谷地、字宮、字宮ノ下、字白山、字寺田、字宮ノ前、字大畑、字五反田及び字館ノ西の各一部の区域
大笹生字塚田、字成田、字馬洗場、字金花山、字藤ノ町、字館ノ北及び字館ノ内の全部の区域
岡島字宮沢前、字長岬、字苦木立、字古屋館及び字那目利石山の各一部の区域
伊達市のうち
保原町大泉字道城場及び字大館の各一部の区域
伊達郡桑折町のうち
大字上郡字楽の一部の区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市都市政策部都市計画課、伊達市建設部都市整備課、桑折町建設水道課及び国見町建設課

四 縦覧期間

令和五年五月二十六日から同年六月九日まで

五 意見書の提出

県北都市計画区域区分を変更する案について、福島市、伊達市、伊達郡桑折町及び伊達郡国見町の住民及び利害関係人は都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第七七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、会津都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 変更する事項

区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

会津若松市のうち

門田町大字黒岩字大窪乙、字大窪甲、字五社壇甲、字嬭竹ヶ丘の各一部の区域

河東町東長原字新長谷地の一部の区域

一箕町大字亀賀字郷之原の一部の区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査

課、会津若松市建設部都市計画課及び会津美里町建設水道課

四 縦覧期間

令和五年五月二十六日から同年六月九日まで

五 意見書の提出

会津都市計画区域区分を変更する案について、会津若松市及び会津美里町の住民及び利害関係人は都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第48号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和5年5月26日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地
 名称 株式会社マツキ
 住所 山形県長井市台町6番25号
 代表者の氏名 松木 盛行
 施設の名称 マツキドライビングスクール福島飯坂校
 施設の所在地 福島県福島市飯坂町湯野字洞下1番地
- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 3 認定年月日
 令和5年5月16日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和5年5月26日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地
 名称 株式会社マツキ
 住所 山形県長井市台町6番25号
 代表者の氏名 松木 盛行
 施設の名称 マツキドライビングスクール福島飯坂校
 施設の所在地 福島県福島市飯坂町湯野字洞下1番地
- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
 (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
 令和5年5月16日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和5年5月26日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社須賀川ドライビングスクール	代表者の氏名	笹川 信也	笹川 達雄

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第51号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受け

た運転免許取得者等教育を行う者から、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和5年5月26日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

届出に係る運転免許取得者等教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
株式会社須賀川ドライビングスクール	代表者の氏名	笹川 信也	笹川 達雄

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第52号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等検査を行う者から、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和5年5月26日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

届出に係る運転免許取得者等検査の認定を受けた者の名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変更前	変更後
株式会社須賀川ドライビングスクール	代表者の氏名	笹川 信也	笹川 達雄

(運転免許課)